

図表 8-3-2 公害苦情種類別受理件数の推移

| 種類別 | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 典型7公害 | 件 (%) | 1,606(45.1) | 1,442(42.6) | 1,513(40.7) | 1,536(41.9) | 1,728(41.2) |
| | 大気汚染 | 634(17.8) | 647(19.1) | 669(18.0) | 558(15.2) | 752(17.9) |
| | 水質汚濁 | 190(5.3) | 167(4.9) | 140(3.8) | 174(4.7) | 164(3.9) |
| | 土壌汚染 | 12(0.3) | 5(0.1) | 8(0.2) | 13(0.4) | 5(0.1) |
| | 騒音 | 292(8.2) | 278(8.2) | 313(8.4) | 316(8.6) | 380(9.1) |
| | 振動 | 18(0.5) | 14(0.4) | 23(0.6) | 25(0.7) | 24(0.6) |
| | 地盤沈下 | 2(0.1) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) | 0(0.0) |
| 悪臭 | 458(12.9) | 331(9.8) | 360(9.7) | 450(12.3) | 403(9.6) | |
| 典型7公害以外 | | 1,955(54.9) | 1,942(57.4) | 2,203(59.3) | 2,132(58.1) | 2,465(58.8) |
| 計 | | 3,561(100) | 3,384(100) | 3,716(100) | 3,668(100) | 4,193(100) |

(2) 公害紛争処理

公害に関する民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられている。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は重大事件、広域処理事件等の紛争

のあつせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあつせん、調停、仲裁を行っている。

「茨城県公害審査会」は現在、10名の委員で構成されており、昭和45年の設置以来26年3月末現在までに10件の調停事件の処理に当たっている。

第2 今後の取り組み

1 環境影響評価制度の適正な運用

「環境影響評価法」及び「環境影響評価条例」の適正な運用により、事業の実施に伴う環境影響の低減を図り、県域における良好な環境の保全に努める。

また、「港湾法」や「公有水面埋立法」などの個別法に基づく指導・助言を行い、事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされるように努める。

2 生活環境の保全等のための施策の推進

「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、都市・生活型公害などの新たな環境問題に対応するための施策を推進するとともに、現行規制の適切な運用を図る。

3 経済的支援

中小企業における環境保全及び省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置・改善

や、霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域の個人世帯が高度処理型浄化槽の設置等を促進するため、融資あっ旋や利子補給事業を実施し、事業者等の経済的負担の軽減を図る。

4 公害苦情処理・公害紛争処理

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、対象工場に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等の指導を行う。

鹿島地域では、環境質の一部で改善されていないものがあるため、公害防止計画に基づき、総合的な公害防止施策の推進を図る。

また、公害防止協定の適切な運用を図り、環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努める。

さらに、県民からの公害苦情を処理するため、公害苦情相談員制度により迅速かつ適切な苦情処理に努める。

◇森林湖沼環境税活用事業の実施状況について

森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川には広く県民の皆様が恩恵を受けているさまざまな働き（公益的機能）がある。

しかし、県内では管理放棄され荒廃した森林が増加しているため、水源かん養機能や山地災害防止機能、二酸化炭素吸収源として地球温暖化を防止する機能などの森林の公益的機能が低下するおそれが生じている。

また、霞ヶ浦の水質については、汚濁の進行は抑えられているが、大幅な改善には至っておらず、一層の取り組みが必要である。

このため、県では、20年度から、森林湖沼環境税を導入し、森林の保全整備や湖沼・河川の水質保全のための施策を重点的に実施している。

1 25年度事業実績

(1) 森林の保全・整備

ア 森林環境保全のための適正な森林整備の推進

(ア) 森林機能緊急回復整備事業

緊急に間伐を行う必要があると判定された荒廃した森林のうち、水源かん養機能または山地災害防止機能が高い森林の間伐作業に対する助成を行った。また、効率的な間伐実施のために必要な作業道の開設や、間伐実施の調整等を行う間伐推進員の配置に対する助成を行うとともに、未利用間伐材の搬出を促進するための助成を行った。

(イ) 身近なみどり整備推進事業

都市化に伴う開発や手入れ不足などにより、減少と荒廃が進んでいる平地林・里山林について、地域住民等が主体となって行う保全と整備に対し助成し、快適で豊かな森林環境づくりを推進した。

(ウ) 森林づくり推進体制整備事業

林業従事者の減少や高齢化が進み、間伐などの森林整備を担う林業労働力の不足が危惧されることから、高性能林業機械のレンタル経費に助成し、森林整備に必要な労働力を確保した。

(エ) 海岸防災林機能強化事業

海岸防災林の機能強化を図るため、広葉樹の植栽や被害木を伐採するとともに、松くい虫予防のための薬剤散布を実施した。

イ いばらき木づかい運動の推進

(ア) いばらき木づかいの家推進事業

住宅建築は、木材需要の多くを占めているこ

とから、県産材を使用した木造住宅の建築に助成を行うことにより、県産材の利用を促進した。

(イ) いばらき木づかい環境整備事業

公共施設の木造化や、木製机・椅子などの導入に助成し、県民に木の良さや木材利用の意義について理解していただき、県産材の利用促進を図った。

(ウ) 木質バイオマス利活用促進事業

森林内に放置されている未利用間伐材などの木質バイオマスを燃料等のエネルギーとして利用し森林資源の有効利用を図るための情報収集や地域で構成する協議会により、未利用間伐材を円滑に収集するためのモデル的な取組に助成した。

ウ 県民協働による森林づくりの推進

(ア) いばらきの森普及啓発事業

森林の働きや重要性、林業の果たす役割、木づかいが森林整備につながることから、森林湖沼環境税の意義や用途などについて、広く県民の理解を得るために、パンフレットの作成・配布やイベントを通じて普及啓発を行うほか、森林づくりや森林環境学習などの活動を行う団体に対し助成を行った。

(イ) 森林環境教育推進事業

次代を担う子どもたちが、森林内での自然観察や体験活動などを通じて、森林の持つ様々な働きについて理解を深め、健全な心身の成長に資するよう、森林環境教育の推進を図った。

(ウ) 筑波山ブナ林保護対策事業

衰退が危惧されている筑波山のブナ林に対して、行政と県民が一体となった保全活動を推進するため、ロープ柵の設置や後継樹を育成するための苗畑整備などを実施した。

(2) 湖沼・河川の水質保全

ア 生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）

(ア) 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業

湖沼の富栄養化の要因となる窒素・りんを通常型より多く除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進するため、設置者の負担額が通常型浄化槽と同等になるよう上乗せ補助を行った。

また、生活排水を未処理のまま放流している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費用について補助を行った。

(イ) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業・農業集落排水施設接続支援事業

下水道及び農業集落排水施設への接続を促進するため、市町村が行う接続支援事業に対して補助を行った。

(ウ) 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業

工場・事業場の排水基準の遵守徹底のため、水質保全相談指導員を計10名配置し、工場・事業場の立入検査等を実施した。

(エ) 良質堆肥広域流通促進事業

畜産系負荷を軽減するため、家畜排せつ物堆肥化施設等の整備に対し補助を行った。

(オ) 畜産バイオマス燃料化推進モデル事業

家畜排せつ物の燃料化モデルを設置し、技術の調査・検討を行った。

(カ) 排水処理施設りん除去支援事業

農業集落排水施設の排出水からさらにりんを除去するため、市町村に対し、薬剤追加添加等にかかる費用に対する補助を行った。

イ 農地からの流出水への対策（面源対策）

(ア) 農業排水再生プロジェクト事業

霞ヶ浦湖岸の水田からの農業排水を用水として循環させ、負荷の削減を図った。

ウ 県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）

(ア) 霞ヶ浦・北浦水質保全市民活動支援事業

市民活動を促進するため、環境保全活動や環境学習などに必要な活動資機材の無料貸出し及び市民団体への活動費補助を実施し、市民活動の活性化を図った。

(イ) 霞ヶ浦環境体験学習推進事業

子どもの頃から水辺環境に親しみ、水環境保

全の重要性を学ぶため、県内小中学生を対象とした霞ヶ浦湖上体験スクールを実施し、霞ヶ浦の現状や対策についての理解と水環境保全意識の醸成を図った。

(ウ) 漁場環境・生態系保全活動支援事業

漁業者等によるヨシ帯の保全活動に対する支援を行った。

エ 水辺環境の保全（湖水・河川対策）

(ア) 公募型新たな水質浄化空間創出事業

公募した水質浄化技術による実証試験を実施した。

(イ) 漁業による水質浄化機能促進事業

未利用魚を回収し、魚体を通じた窒素・りん削減を実施した。

(ウ) 霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業

アオコ被害を防止するため、アオコ抑制装置の設置やパトロール、アオコ回収等を実施した。

(エ) 霞ヶ浦直接浄化対策検証事業

土浦港内に設置する湖水の直接浄化装置による、りん削減等の実証試験を実施した。

(オ) 霞ヶ浦水質環境改善事業

水質改善に向けた試験研究を行った。



霞ヶ浦湖上体験スクール

| 事業名 | 整備量 |
|------------------------|--|
| (1) 森林の保全・整備 | |
| ア 森林環境保全のための適正な森林整備の推進 | |
| (ア) 森林機能緊急回復整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・間伐実施面積 1,222 ha ・作業道開設延長 66,969 m ・間伐推進員配置人数（延べ） 1,382 人日 |
| (イ) 身近なみどり整備推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・平地林・里山林整備面積 165 ha |
| (ウ) 森林づくり推進体制整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・高性能林業機械のレンタル補助 延べ128 か月分 |
| (エ) 海岸防災材機能強化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹植栽 12 ha ・被害木伐採 1,147 m³ ・予防散布 395 ha |

| 事業名 | 整備量 (H25年度) |
|------------------------------------|--|
| イ いばらき木づかい運動の推進 | |
| (ア) いばらき木づかいの家推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 新築木造住宅の建築補助 300 戸 |
| (イ) いばらき木づかい環境整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> 県・市町村施設の木造化・木質化 7 施設 小学校、幼稚園等の木製品の導入助成 41 施設 |
| (ウ) 木質バイオマス利活用促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマス利用調査 1 件 燃料確保等の支援 1 件 |
| ウ 県民協働による森林づくりの推進 | |
| (ア) いばらきの森普及啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> 県広報紙「ひばり」特集記事掲載 パンフレット作成 25,000 部 市町村が行う PR 活動 9 市町村 森林づくりなどの活動補助 20 団体 |
| (イ) 森林環境教育推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの森の整備 12 校 森林・林業体験学習参加人数 5,436 人 |
| (ウ) 筑波山ブナ林保護対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> 希少なブナ林の保全等 ロープ柵設置 199 m 木道整備 1 箇所 看板設置 4 箇所 |
| (2) 湖沼・河川の水質保全 | |
| ア 生活排水などの汚濁負荷量の削減 (点源対策) | |
| (ア) 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業 | <ul style="list-style-type: none"> 高度処理型浄化槽設置補助 1,259 基 単独処理槽撤去補助 600 基 |
| (イ) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業、農業集落排水施設接続支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 下水道接続補助 356 件 農業集落排水施設接続補助 239 件 |
| (ウ) 排水処理施設りん除去支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 薬剤追加添加等にかかる費用を市町村に補助 26 施設 |
| (エ) 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> 水質保全相談指導員の配置 10 名 立入検査 611 事業所 |
| (オ) 畜産バイオマス燃料化推進モデル事業 | <ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物の燃料化に関する実証・設置 2 箇所 |
| (カ) 良質堆肥広域流通促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 良質堆肥の広域流通を推進 2 集団 |

| 事業名 | 整備量 (H25年度) |
|------------------------------|--|
| イ 農地からの流出水への新たな対策 (面源対策) | |
| (ア) 農業排水再生プロジェクト事業 | <ul style="list-style-type: none"> 循環かんがい施設設備・管理補助 24箇所 |
| ウ 県民参加による水質保全活動の推進 (県民意識の醸成) | |
| (ア) 県民参加水質保全活動推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 市民団体活動支援 15団体 霞ヶ浦湖上体験スクール 参加人数 9,097人 |
| (イ) 漁場環境・生態系保全活動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ヨシ帯保全活動支援 1地域協議会 10活動組織 |
| エ 水辺環境の保全 (湖水・河川対策) | |
| (ア) 公募型新たな水質浄化空間創出事業 | <ul style="list-style-type: none"> 実証実験の実施 3箇所 |
| (イ) 漁業による水質浄化機能促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 未利用魚の回収 287.6 t |
| (ウ) 霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> アオコ抑制装置の設置, アオコ回収, パトロールの実施等 |
| (工) 霞ヶ浦直接浄化対策検証事業 | <ul style="list-style-type: none"> 実証試験の実施 |
| (オ) 霞ヶ浦水質環境改善事業 | <ul style="list-style-type: none"> 水質改善にむけた試験研究 |

2 効果

(1) 森林の保全・整備

間伐や平地林・里山林を整備したことにより、2,316炭素トン (CO²換算で、8,450トン) の炭素吸収効果があった。

県民の皆さんに森林の大切さや木の良さを理解していただき、「県民全体で森林を守り育てていこう」という意識の醸成を図ることができた。

(2) 湖沼・河川の水質保全

高度処理型浄化槽の設置支援及び下水道等への接続支援等により、霞ヶ浦などに流入する負荷量を、年間のCODで約49.4トン、窒素で約35.6トン、りんで約4.1トン削減することができた。

また、農業排水再生プロジェクト事業により、流入負荷量を、年間のCODで約0.7トン、窒素で約2.1トン、りんで約0.26トン削減することができた。

このほか、霞ヶ浦・北浦水質保全市民活動支援事業及び霞ヶ浦環境体験学習推進事業により、県民全体の水環境保全意識の醸成を図ることができた。



子どもたちへの森林環境教育